

企画提案説明書

1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度里山における新たな鳥獣被害防止対策推進事業（DXによる効果的なシカ捕獲技術の検証）
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度里山における新たな鳥獣被害防止対策推進事業（DXによる効果的なシカ捕獲技術の検証）に係る委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業務目的 狩猟者の高齢化や減少が進展している中山間地域では、森林内に生息するシカの効果的捕獲対策への重要度が高まっており、その対策としてDXの導入を目指す地域がある。一方、新たな技術には課題が多いことから、民間事業者へ委託して、具体的かつ効果的手法の確立を目指す。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年3月15日まで

2 応募要件

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載され、格付区分がA又はBであること。
- イ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 業務の実施に関する要件

- ア 岡山県内に本社又は支社を置く者であること。
- イ 野生鳥獣の生態等に関する高度な専門知識、経験を有していること。
- ウ 当該業務と同様の事業を実施した実績を有すること。
- エ 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

3 企画提案説明書等に対する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年6月26日（金）午後5時まで
- (2) 受付場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
TEL：086-226-7439 FAX：086-224-1109
e-mail：choujuugai@pref.okayama.lg.jp

- (3) 受付方法 原則としてメール又はファクシミリとする。(様式は任意)ただし、到着したことを電話で(2)に確認すること。
- (4) 回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内にメール等で回答する。

4 参加意思確認書に関する事項

- (1) 提出様式 別紙「参加意思確認書(様式第1号)」のとおり
- (2) 提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3(2)に同じ
- (4) 提出方法 持参、メール又は郵送による(提出期限内に必着のこと)
- (5) 参加意思確認書の審査
提出期間内に提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当課で審査し、その結果を提出者に書面により通知する。

5 企画提案書に関する事項

参加意思確認書の提出により、2の応募要件を満たすと認められる場合には、参加意思確認書提出者と株式会社野生鳥獣対策連携センターは、下記により企画提案書を提出するものとする。

- (1) 提出様式 別紙「企画提案書(様式第2号)」のとおり
- (2) 提出部数 企画提案書及び添付書類について正本1部、副本4部
- (3) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで
- (4) 提出場所 上記3(2)に同じ。
- (5) 提出方法 持参、メール又は郵送による(提出期限内に必着のこと)

6 企画提案書の審査

(1) 評価基準

別途設置する審査委員会において、下表の評価基準に基づき評価し、最高点の提案書を選定する。

評 価 項 目	評価点															
1 事業の目的を十分に理解し、地域の実情を把握した上で適切な検証及びデータ収集が実施でき、今後の対策に向けて結果の取りまとめができるか。	40															
2 実施体制は十分かつ信頼性が高く、確実な事業実施が見込めるか。	20															
3 当該事業と類似の事業の実績は十分なものであったか。	20															
4 経費の見積額 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <table style="border: none;"> <tr> <td>委託限度額の</td> <td>85%未満</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>委託限度額の85%以上</td> <td>90%未満</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>委託限度額の90%以上</td> <td>95%未満</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>委託限度額の95%以上</td> <td>100%未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>委託限度額の超過</td> <td></td> <td>不採択</td> </tr> </table> <div style="font-size: 4em; margin-left: 10px;">}</div> </div>	委託限度額の	85%未満	20点	委託限度額の85%以上	90%未満	16点	委託限度額の90%以上	95%未満	12点	委託限度額の95%以上	100%未満	4点	委託限度額の超過		不採択	20
委託限度額の	85%未満	20点														
委託限度額の85%以上	90%未満	16点														
委託限度額の90%以上	95%未満	12点														
委託限度額の95%以上	100%未満	4点														
委託限度額の超過		不採択														

(2) 結果通知

審査結果の通知は、書面により通知する。

(3) 選定された企画提案者の提出者

審査の結果、企画提案書が選定された提出者は、当該委託事業を行う者として契約手続きに移行する。

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加意思確認書並びに企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加意思確認書及び選定されなかった企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- (6) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (7) 上記6 (3) の選定された企画提案書の提出者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。